(平成29年5月31日 総務委員会提出資料)

議案第65号関係参考資料

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例案

新旧対照表

川崎市選挙管理委員会事務局

改正後		改正前	
○川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例		○川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例	
昭和22年5月20日条例第12号		昭和22年5月20日条例第12号	
第1条	次の者に報酬として各下記の金額を支給する。	第1条	次の者に報酬として各下記の金額を支給する。
(1)	識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 336,000円	(1)	識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 336,000円
(2)	議会議員のうちから選任された監査委員 月額 67,000円	(2)	議会議員のうちから選任された監査委員 月額 67,000円
(3)	市選挙管理委員会委員長 月額 267,000円	(3)	市選挙管理委員会委員長 月額 267,000円
(4)	市選挙管理委員会委員 月額 210,000円	(4)	市選挙管理委員会委員 月額 210,000円
(5)	区選挙管理委員会委員長 月額 135,000円	(5)	区選挙管理委員会委員長 月額 135,000円
(6)	区選挙管理委員会委員 月額 106,000円	(6)	区選挙管理委員会委員 月額 106,000円
(7)	人事委員会委員長 月額 336,000円	(7)	人事委員会委員長 月額 336,000円
(8)	人事委員会委員 月額 279,000円	(8)	人事委員会委員 月額 279,000円
(9)	農業委員会会長 月額 42,000円	(9)	農業委員会会長 月額 42,000円
(10)	農業委員会委員 月額 31,000円	(10)	農業委員会委員 月額 31,000円
(11)	固定資産評価審査委員会委員 日額 16,000円	(11)	固定資産評価審査委員会委員 日額 16,000円
(12)	選挙長 日額 10,600円	_(新記	<u>♡</u>
(13)	投票所の投票管理者 日額 12,600円	_(新記	<u>设)</u>
(14)	期日前投票所の投票管理者 日額 11,100円	_(新記	<u>设)</u>
(15)	開票管理者 日額 10,600円	_(新記	<u>设)</u>
(16)	投票所の投票立会人 日額 10,700円	_(新記	<u>设)</u>
(17)	期日前投票所の投票立会人 日額 9,500円	(新記	<u>고</u>)
(18) 開票立会人 日額 8,800円		_(新設)_	
(19) 選挙立会人 日額 8,800円			
2 公理	戦選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項において読み替えて	2 選	拳長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立
準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻		会人(D報酬の額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭

2 選挙長、投票官理者、開票官理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬の額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げた場合における前項第14号又は第

17号の職員の報酬の額は、これらの号に掲げる額に、当該期日前投票所を

開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、同項第14号の職

改正前

員については965円、同項第17号の職員については826円をそれぞれ加算し た額とする。

- 日額28,000円又は月額336,000円を超えない範囲内において任命権者が定 める。
- の報酬の額は、月額740,000円とする。
- 第2条 日額の報酬は、出務した日ごとに支給する。ただし、前条第1項第第2条 日額の報酬は、出務した日ごとに支給する。 12号、第15号、第18号及び第19号の職員が、投票日の当日に開票を開始し た場合で、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続いて職務に従事 したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を 支給する。
- 月額の報酬の支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川2 月額の報酬の支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川 崎市条例第29号)の適用を受ける職員の例による。
- 第5条 第1条第1項及び第4項の職員がその職務のため出張するときは、第5条 第1条第1項、第2項及び第4項の職員がその職務のため出張する る旅費を費用弁償として支給する。
- は、その都度任命権者が定める。
- 3 前2項の費用弁償の支給方法は、川崎市旅費支給条例を準用する。

- 附属機関の構成員その他の非常勤の特別職の職員に対する報酬の額は、3 附属機関の構成員その他の非常勤の特別職の職員に対する報酬の額は、 日額28.000円又は月額336.000円を超えない範囲内において任命権者が定 める。
- 4 前項の規定にかかわらず、市民オンブズマン及び人権オンブズパーソン4 前項の規定にかかわらず、市民オンブズマン及び人権オンブズパーソン の報酬の額は、月額740,000円とする。

- 崎市条例第29号)の適用を受ける職員の例による。
- 川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の特等級に相当す ときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の特等級 に相当する旅費を費用弁償として支給する。
- 2 第1条第3項の職員がその職務のため出張するときの費用弁償について2 第1条第3項の職員がその職務のため出張するときの費用弁償について は、その都度任命権者が定める。
 - 3 前2項の費用弁償の支給方法は、川崎市旅費支給条例を準用する。